第8回 大分市自治基本条例検討委員会 グループ討議 第2班議事録

日 時 平成21年9月3日(木) 14:00~16:00

場 所 大研修室

出席者

【第2班参加委員】

島岡成治、伊東龍一、中村喜枝子、竹内小代美、永岡昭代、竹本和彦、日小田良二 徳丸修、小出祐二の各委員(計9名)

【事務局】

企画課 姫野正浩

<第8回 大分市自治基本条例検討委員会 グループ討議 第2班>

座長

引き続き私が座長ということですので、今日話をというのは先程委員長の 方からありましたように、今後この自治基本条例について議論していく進め 方で、大きく2つ或いは3つあるということです。一つは徹底的に大分の理 想像を語る。その中で、その理想像に相応しい形の自治基本条例とは何かと いうことを考える、というようなやり方が一つ。もう一つは、具体的に既に 自治基本条例やまちづくり基本条例と名前は少し違いますが、各市町村の中 で既に幾つかの市町村が作っております。それを例にしながら、何を問題に しているのか、何を決めればよいのかということを議論しながら、何をどの ように決めるかというところで、大分の理想像という所が多分分ってくるの だと思うのですけれども。そのように具体的な条例の中身というのですかね、 条文そのものというのではなくて、条例として何を項目として決めていくの かということを、他都市の先進的な例を見ながら、議論していけるのではな いかと思う。それを両方二つ分けて片一方では理想、片一方では具体的な条 例の中身を議論していく、というやり方もあるだろうということだったので すけれども。それぞれ委員さんにご意見を、どう思われているかをお伺いす ればよいかなと思います。議論の内容としてははっきりしていますので、委 員さんの考え方をここで少し発表していただければと思うのですが、順番に どうでしょうか。どなたからでも良いですが。

委員

私は、ちょっと二つと違うなあと思っていることがあるのです。私が理念型ということを言った時に、大分市独特の理想像とか、あり方を言ったのではないのです。自治基本条例の理念と言うものなのです。戦後民主主義が入

ってきて、私たちに選挙権とか色々なものが開かれていったと思うのですが、 政治そのものは専門家任せだったと思うのですね。政策を作るときに行政が 作ってくれる、国だったら霞ヶ関がつくる。それを市議会とか県議会とか国 会が議論をするのだけれども、政策そのものを作るということが、やや議会 も少し少なかったのではないかと新聞報道で見ます。何故かと言うと、今日 例の大分県で非常に問題になった口利きあたりのこれを持って来たのですけ れども、ある地方議員さんが、口利きが無くなって自分たちの仕事は何があ るというふうに豪語されておられるのですよね。それは、大分市で議会の自 治基本条例みたいなのが出来た後におっしゃっているのですよね。というこ とは、議会が政策を生み出していくというよりは、行政を中心として出され た政策を批判するか承認するか、という形で今まではあったのだろうと思い ます。それと、私たちもパブリックコメントということで書かせていただく のですが、回答は全部一方的にしませんと、回答は個別にすることはありま せんので言うだけ言ってくださいと。私たちがいいと思ったら取り入れます。 いいと思わなければ取り入れませんという形になっています。私は個人的に 意見等何回か出したのですが、全部出来ない理由やしない理由を言います。 しかも市民課とかそういうようなところから意見を上げますと、そこではと てもいい意見ですね、何か採用されるといいですねと言いますが、縦割り行 政になっていますので、そこの担当の部署がノーと言った場合には、全くそ の意見は日の目を見ない、部分的にも採用されないということが起こってい ます。一つは、行政が考えた政策を議会が議論して、私たちにパブリックコ メントを求めて情報公開をして下さってという、従来のことも手続き的に非 常にまだ検討の余地があるなあというふうに思っています。それから、今度 もう一つは、新しい意見が多様な時代、いよいよ本当の民主主義を私たちが やろうというのがこの自治基本条例の目的だと思うのですね。その時に、政 策をただ待っているのではなくて、もっとこういうことをした方がいいのに という意見を私達は沢山持ちます。何故かというと、行政は法の縛りと慣例 というものをとても大事にします。私がもう十何年前に意見を言い始めたと きは、慣例がありませんというのが断り言葉の典型でした。今でも色んな委 員を選ぶときに、慣例に基づいて選んでいます。それと法の縛りというのは 当たり前ですよね。でも、法の運用という意味では、必ずしも公務員さんの 一存でいかない所もあると思うのです。市民が政策にも関われる、行政任せ ではない、それが霞ヶ関が厚生年金が何処へ行ったかわからないというよう なことを、大分市でも今幸いにもそう大きいことは起こっていないと思って いますが、そういうことを防ぐためにも私たち自身が政治を作っていくとい う、市民の意見を反映するルート、そういうものを作っていく。だから、私 の言っている理念はひょっとしたら手続きなのかなあ、というふうに今日の 先生の話を聴きながら思ったのですが。大分市がどうあるべきかというのは、 むしろ大分市総合計画とかね、そういう部門で話し合われるべきであって、 私自治基本条例というのは構想を作るもので、内容を入れるもので無くてい いのではないかというふうに考えています。だから、ちょっと議長がまとめ て下さった理念は、私は再三理念と申し上げたのだけど、ちょっとずれてた のかなあというふうに思っているのです。それが私の意見です。

座長

そうですか、私自身の意見は止めましょう。順番にどうぞ。

委員

私はさっき座長が言われたように、3つのグループに分けて少しずつ内容を詰めていくというのはいい方法だと思うのです。9回目からですね。理念的なものをするのと、具体的に内容を進めていくのと、それから二つ両立すると、3つぐらいのグループに分けながら次回からしていって。委員が自分の頭の中で思っている、内容的なものをこんなにしたいと思う人はそっちに行くとかいう、理念的でこう形を作る方に行こうと思う人。それを決めて、9回目から内容を豊富にしていった方がいいなあと思うのですけど。本人が、一人ひとりが決めるときに、どういう所を基準にしながら決めていけばいいのかなあと思う。揺れているところがありますよね。あっちでもいい、こっちでもいいと。そういう所を皆さんの意見を聴きながら、自分なりに決めていこうかなあと思います。

委員

私が思うのは、やはり理想のことを語りたいと思うのですけれども。理想を語る前にやっぱり現実というものを当然皆さん知っておかないと、突飛な発想になってしまいますね。ちょうど真ん中、3番目にあるご意見ですよね。同時に進めていくというやり方をされた方がいいと思います。どちらにしても、私もそうなのでしょうけど、皆さんもそうでしょうけど、1個1個皆が勉強してそれぞれのことを共有できて、何でこういうことをしているのだという、一人ひとり市民の方が何でこういうことをしているのだろうというようなのが拡がっていく事が一番大事だと思います。そうすることによって、市民の力、そして一人ひとり個人の力が結集されていって、大分市内の皆が大分市に住んで良かったというように思えるような市になればいいなあと思っております。

委員

所々欠席をしまして辻褄が合わない所もあるのですけれども、これまでず っと話を聴いておりまして、非常に難しい話が多すぎて、大学の論文を作る わけではないので、もう少し市民の皆さんが分り易い身近に感じやすいよう な議論をしながらこの条例は作っていかないと、とても出来上がったものが 論文調になってしまって、市民の皆さんから見ると何を作ったか分らんとい うような話が起こってくるのかなあというふうに思っています。色んなやり 方は色々あると思うのですが、要は市民の皆さんが私共に対して、私共とい うのは、例えば二元代表制であれば市長に対してそれから議会に対して信託 をしている訳ですから、そこが政策を作ったり行政の考え方を整理して、行 政を司るという形になると思います。その時にですね、さっき竹内さんが言 ったように手続きというものが当然出てきます。その手続きが、殆ど今まで が一方通行であったというふうに思っています。ですから、そこで行われて いることが、結果としてそれがいい事か悪い事かとか、これはやっぱり修正 したほうがいいとか、考え方をもう一回考え直したほうがいいとか、キャッ チボールが殆ど今まで無かったというのも事実だと、そのシステムも無かっ たと。だから、そのシステムを作るのがこの自治基本条例だというふうに思

っていますので。だから、議会が当然作る時に色んな角度から議論したので すが、やはり市民の皆さんが分り易いもの、議会の活動といったら何だろう かと、その事が分るようにするためには何をしなければならないのだろうか ということで議論しました。その時に出た結論は、やはり論点、争点を議会 は市民の皆さんに知らせることだと。今大分市がこういう問題を抱えている と、その中でこういうことが起こっていると。だから、その問題については こういうふうな問題があるというふうな形で、論点、争点を市民の皆さんに 明らかにしていこうと。そのことによって市民の皆さんが、今の行政でこう いう問題があってこういうふうやっている、私はこう考えています。それを また逆に議会がキャッチボールで受けると。議場に持って帰って、それを議 会で議論をし合うと。そうするとより分り易い。要はキャッチボール、手続 きと言いますか。そういう問題だろうというふうに思っていますので。だか ら、理念型、具体論型、並行型、二つ合わせてということでしょうが、やり ながら、例えば目的の所だったら理念が入ってきますから、そこはまた理念 で考えないといけないというふうに思いますし、色んな具体論の中で進めて いく、或いは理論の元で進めていくということになると、どうしても並行型 になってしまうというふうになろうと思うので、そこはあんまり拘らなくて、 フリーで議論しながらして、さっき言ったように、要はこの条例の趣旨、作 る意味というのは手続き的なものを含めて、要は総合型を目指していくとい うものですね条例の。その総合型の下にいわゆる自治基本条例があって、そ の下に各色んな条例がまたぶら下がってきます。それが具体的な手続き条例 になってくると、例えば市民投票条例とか、そういうのが完備されて初めて 自治基本条例を作ったことの意味が出てくると思うのです。だから、色んな 角度から議論していけば、私はいいんじゃないかなと思っていますから、だ から一つ一つ具体論の中から理念に関する所であれば理念の議論をする。具 体論の部分であればその具体論。だから、大分には何が今必要か、大分らし さは何を求めるかといった時には、その具体論の中で議論をすればいいとい うふうに思っていますから、是非一緒に並行にしながらやっていった方がい いというふうに思っています。

座長

並行にというのは二つに分けてというよりは、一つのグループの中で並行にということですか。

委員

だからグループを、どう言うのですかね、分け方の中にこのままずっとグループで分けていくということであれば、目的をグループ毎に持たせてというふうに考えてもいいんじゃないかというふうに思うのですね。ただ議論ばっかりを議論していれば、最初から最後まで理念だと。具体論で行くといっても理念が入らないと具体論にならない部分もあるのです。だから、そこは無理があるのではないかと思うのです、分け方は。お宅のグループは理念ですよ、お宅のグループは具体論ですよと、お宅のグループは並行で議論してくださいと、いう議論の仕方は無理があるというふうに私は思います。ですから、グループの分け方とすれば、例えば自治基本条例の骨格がありますよね体系が、体系について議論をする。あるグループは大分市らしさを自治基

本条例の中にどういうふうに盛り込んでいくか、ということを議論するとかですね。そういうふうな分け方の方が、議論をし易いのではないかなと。皆さんで持ち寄って、そしてまた全体会で議論をしていくという形の方が議論をし易いし、分り易いのではないかと思います。

委員

ちょっとフリーで、気楽にお話させていただく。僕の考え方というのは、 総論でいくと机上の空論より実行のベターというのを何時も身においていま して、議員をさせていただいて4年と2期目で1年ですからまだ新人なので すけれども、46人おられる議員の中で僕の言う話は全体を代表するもので もない個人の話なのですけど。市民の目線っていったい何だろうかと何時も 思う時に、今この4年間自分がやってきた事って振り返ってみますと、何と この市民相談の多かったことかというのは、やっぱ生活にかかる部分の特に 環境ですね、道路情勢だとか。そういうものしょっちゅう今でも3件4件、 間に入っているという状況があったり、要は本当に直接根ざした所の部分、 そういうのは本当これが議員でいいのだろうかと思うぐらいに、そういう話 ばっかりがありましてね。一つ、目をそういう自治の活動に転じてみますと、 日頃の活動っていうのは殆ど60を過ぎた方々の高齢者が中心となる活動で 委ねられている。これはもう仕方が無いですよね、会社持ち仕事も持ちそれ ぞれありますから。今大分市では3年に1回満足度調査ってやるやないです か、これを見てみましてもですね、あれに回答してくる人たちっていうのは、 殆ど 6 0 、 6 5 歳以上の方が 7 割以上を占めるのです。だから 1 0 代ではあ りません、20代の方なんていったら多分僕の記憶では6~7%ではなかっ たですかね。そうすると上がってきたデータは、殆ど社会福祉系とかが上に きちゃうのです。そうすると若い人たちの求めるもののまちづくりとかいう 部分は、満足度から言えばやはり落ちてくるし、大事な産業政策だとかいう 部分ではやはり中位から下になる。そうするとどうしても偏った部分を主体 にいってしまうと、何となくバランスを失った市政というものになりはしな いかな、というのを非常に危惧しながら4年間見ているのですけど。幸いに そうはなっていないというふうには見ていますけども、でも日頃においては とにかくそういうものが実態でありまして、自分は今例えば大分市としてど んな政策を求めていけばいいのだろうかと言った時に、例えば交通一つのバ ス路線の問題で、人の移動の難しさということでよく要求されるのです。小 さなミニ総会に行った時に、何時も要望がある。それではこっちもとにかく 本気でちょっと聴きましょうと聴く。そうすると分りましたと、求めている 声は分りましたと。じゃあですね、本当に誰が何処に何時も毎週バスに乗っ て行かれる要望を持っているのですかというのを、区長さんお願いですけど 全員にアンケートを取って貰えませんかっていう話で突っ込みますとです ね、実は今はいないんだと。とするとバス路線を例えば引いてくれっていう ことだけで動いていくとですね、引いたはいいけど実際に乗る人がいないと いう現象がやはり起きてくるのです。そうすると僕はね、パソコンでエクセ ルに入れてとにかく住民の個別の情報公開の枠とは別にしてですね、そうい うのを入れて何か分析すれば傾向が出て、実際的にそういうのにどう走らせ ればいいのか、というものをもっと具体的に示すことが出来ると思うのです

けれど、一歩踏み込めばいやちょっとこれは今皆が心配している事なのだっ ていうふうに言われると、少し話しが違ってきますですよね。そうすると、 今度自分としても動き方がですね、進めていたのだけど、あらっもう一度こ っちから行かないといけない。そうすると、本当に自治委員の方々が本気か どうかってそっから上手にやってもらえないですかってお戻しをしてしまう とか。そうすると、なかなか実態的に困っている本体の政策なんかで入れて いきたい事っていうのとは全然なかなか結びつかないっていう中で、ジレン マを感じながら4年間やってきたというところがですね、新人の立場で言わ せて貰えばそういう事があったり、もっともっと学生、子供の問題とか地域 の問題とか、そういうのが沢山あるのですけど、一例そういう紹介をしなが らですね、じゃあ一体どういうふうなまちをつくったらいいんだろうかとい った時に、そういう私達議員ですから、皆さん方の声を全部やはり細かく見 て議会にかけてですね、そういう方向に持っていくということはやはりなか なか難しい。そうすると実態に生活をしている方々、本当に真なる問題とい うものを何処で要するに伝えていけばいいのかいという話になった時の、何 かそういうものが条例の中にあってですね、そういうもので機能的に動くよ うなものがあれば、もっと身近なそういう何ていうかね行政とつなぐ、その 時には多分一歩近づけるのかなっていうふうに思いますので、今僕らもこう やって代表できてますから、あくまでもここは多くの市民の代表ではなくて、 やはり代表だけのものでありますから、やはり自ずとレベルも少し高くなっ て、出来たものはやはり一般の方から見れば少し難しい文言が沢山入ってい て、ちょっと難解ですね、これで私達市民がどう活用せえというのでしょう かっていうふうになっていくことをちょっと恐れておりますので、やっぱり 使いやすいっていうか、皆さん方があっこういうものなのかっていうことが 分るくらいのまずステップでそれをベースにして、例えば4年、4年という 形で中身をこうあげていくっていうようなやり方をですね、是非進められれ ばいいなあと思うんで、やはりより具体的な所の部分から僕は進めていくよ うな形の方が要望しながらですね、そうすると話も少し入りながら具体的に イメージが出来るんで、理念からポーンと入っちゃうとやっぱ何を言わんと しているのか、どういうケースを想定すればいいのかっていうのがちょっと 遠くなってくるので、僕前に言ったようにどの山に登っているのだろうかっ ていうのが分らないっていう時にあたって、一つはそんな形で要望しながら ですね、やられたらどうかなっていうふうに思っています。

座長

二つ重要なことがあったので、一つは先程他の委員からありました分り易くということですよね、分かり易い所で決めていくというところですね。もう一つは決めるのは何かっていうことなのですけども、決めるものに関して言えば、徳丸委員の立場からしてみてもですね、市民の声が本当に反映するような仕組みということなのですよね。それが、自治基本条例の中でどのように考えられるか。それが、市民が議会に対してと市民と市に対してもそうなのですけれども、本当の声を吸い上げていくというシステムていうかその手続き、そういうことを念頭にしっかりと分かり易く構築していくということなのかなあというふうに。

委員

そういうことでいいと思います。

委員

私は前回言いましたので、大体私の意見は言い尽くしたような気がするの ですが、委員さんがおっしゃいましたように大分市の基本的な理念と言いま すか、大分市らしさ大分市の個性を出そうということで、理念ということで あればこの間も申し上げましたが、自治法に基づく基本構想を定めておりま す。それは総合計画という形で大分市のバイブルがある訳です。理念という ことであれば、私はそれを逸脱するようなことは出来ないし、大分市の一つ の目指しているまちづくりの方向性である訳ですから、それを具現化してい くのが各行政計画ということになろうと思いますので、その行政計画に基づ いたまちづくりを、具体的に総合計画を具現化していくまちづくりを今一生 懸命取り組んでいる中で、どうやったら市民の皆さんの声を一番反映できる のか、そういった行政計画にも反映していってフィードバックさせて検証し て、もう一回新しい計画として総合計画に定めた市民と一緒に実現していく、 そういう手続き上の問題にどうしてもならざるをえないのかなとこう議論を 深めていけばですね。そういう意味では委員さんもおっしゃいましたけど、 分かり易い議論をなるべくそこではした方が、市民にとってそういった形で 市民の声を反映できるかということにつながっていくというふうに思います し、グループ討議ということでも先程ご提案があったような方法でも、私は いいのではないかなというふうに思っております。最初に委員長さんが理念 条例なのか実態的な実態法規として手続き条例になるのかというような問い 掛けでしたので、何かそっちの方に議論がいってしまったみたいなのですが、 私はあんまりそこには拘る必要がないというふうな個人的には同じ意見で す。

委員

私はあんまり難しい事は分りません。80ですから、我々の代では。ただね、私は何のために作るかと、何のために何処で使うのかということをきちっと理解を統一して、やはり作っていくべきではないかと。それがやはり市民が条例を自分のものにする一番身近な早い行き道だと私はそう思うのです。私も何回も色々難しい話に出ますけど、こういう厚い本も一生懸命作ったけど、これを一体誰が使うのかと言ったらあんまりよくしていない。教育委員会は教育委員会で何か難しいことをしているけど、私が言いました。この本を何処に使うのかと、各学校に配りますと。配って誰が読むのかと。先生は今そういう難しい本を色々読む時間はないですよと。だから、もう少し本当に大分市の学校なら学校、大分市の市民なら市民が日常使えるような条例であって欲しいというのは非常にある。そうしないと、何のために時間と労力を使って討議をして、それがまた書物なりになって何処かに積んでおかれるということでは何のためか分からないというのは私の素朴な意見です。

委員

自治基本条例という時に、一番こう考えるのはやっぱり骨格をしっかりしたものにしておかないと駄目なのではないかなというふうに思います。骨格をしっかりとしたもので組み立てておいて、前文から入っていく時に、前文

などもやはりそれも・・するわけでしょ。自然と文化と歴史等を織り交ぜながら前文を作っていく。それは次の世代の子供達が読んでも、大分市って誇りに思えるような前文から入っていく、そういう事がすごく大事なのではないかと思います。まず骨格を組み立てて、それから細部に入っていくことが大事なのではないかと思います。

委員

結構な話だけど、そういうふうにしていると出来たものはお互いから遠ざかっていってしまう。誰も使わないようになる。それが一番怖いことです。

座長

皆さんのお話をお伺いしてですね、やはりそんなに違わないのかなあと思 ったのですけど、何のために要するにこれは何故作るのかということをあま り細かいことを一杯上げるのではなくてですね、分かり易くやはり整理する と。何のために作るのかといえばですね、要は今までの地方自治体というの は国の代理機関であったかといえばそうではない。地方自治体そのものが自 立した状況と。そうすると、市民と今まで国との間の関係性というのは決め られていた。市民と国だけではなくて、市民と地方自治体の関係を明確にし なければいけないということなのだと思うのです。ですから、何のためかっ て言いますと、私は市民と市或いは市民と議会そういったものの関係を明ら かにする、それぞれの責務責任とそれから義務と権利、そういったものが明 確になると。これに尽きるのではないかという気がしているのです。その中 で、もう少し突っ込めばこれまでの一方通行の関係ではなくてですね、キャ ッチボールっていうのですかね、双方向の関係性が築けるようなそういう市 民と議会、市民と市との関係性というものがどのようにこの基本条例の中で 定められるかっていうことにものすごく絞ること。こういうことではないの でしょうか。そのことをまず皆さんに確認できれば、そのためにじゃあどう いうことを上げなければいけないのか。骨格が大体こう見えてくるのではな いか。その骨格を何のために明確な、それこそ基本条例の理念ですよね。そ れを何のために作るのかというような組み立て。そのことが明確に分かり易 く定義付け出来れば、その後には骨格が見えてくるでしょうし、骨格を定め る時に先進例というのは参考になる。色んな地方自治体が作られているよう な条文の構造をですね。条文そのものを参考にするよりも構造ですね。骨格 をまず参考にして見るということが一番これからやるのにいいと、進める次 の段階かなというように皆さんのお話を聴いていると、大体こういう方向に 行くのかなあというふうに思ったところです。どうでしょうか。

委員

事務局の方にですね、前何回か話をしたのですよ。グループにしないとなかなか意見が出ませんよと、グループ分けをして下さいと。こういうふうなグループ分けをするとは夢にも思ってなかったのですね本当に。びっくりしました。私なんか言ったのは、体系なら体系を議論するグループ、こちらはさっき言ったように理論とか市民との信託関係と言いますか、いわゆる手続き的なものを含めたキャッチボールができるようにどういうように呼び込んでいくとかね、もう一つは大分らしさを何処に求めていくのか、全国各地区に自治基本条例が出来ている訳ですけれども、何処に行ってもですね足らな

いのがあるのです。それは何かと言ったら、今地方の流れが地方の時代と言われながらも、要するに地方分権の時代と言いながらも、本当に大分市だけ見ても、大分市はこういう時代の流れの中でこういうことをして、今いっていますという事は言うのですけれども、地域の中でそれが出来ているかというと出来ていないのです。だから、私は少なくとも都市内分権を是非この大分市でも取り組んで欲しい。これが全国各地でも見る限り何処も入っていません。そのことが欠落しているというふうに私は思っています。

委員 すみません都市内何とおっしゃったのですか。

都市内分権。要するに大分市の中でさらにまた分権をしていくと。というのは合併して地域が疲弊し続けています。そこに活力を与えるために、そこで議論をして下さいと。地域にお金を例えば何千万も一年間にばら撒くのではなくて、何かやって下さいではなくて、うちはこういうことをしたいからお金を下さい予算を下さいと。それが都市内分権です。

(班毎に全体発表)

長 私はちょっと委員長のは違うような気がしていて、ここの方々は理念だけ という方はいらっしゃらなかった気がするのですね。具体例の中で理念をす るということだったような気がするのですが、どうでしょうか。

理念というのはもう既にあるのですね。だから何の理念を議論するのかがよく分からない。大分市の検証もありますし、色んな部署で計画を作っていますから、そこには当然概念とか理念とかぴしゃっと入っています。そういう理念というのはあるのです。だから、さらにどういう理念を地方自治の理念を議論するのは悪いとは言いませんけども、それで市民の皆さん方が本当に理解してくれるのかなと。そういう理念の議論ではなくて、自治基本条例を市民の中にやっぱり定着させていく、理解してもらうための理念ならまだ分かるんです。

自治の機能の仕方だと思うのですよね。私今さっき聴いていて若い人が参加しないというのはね、由々しきことやと。どうやって若い人がこの自治基本条例を自分達の当事者意識を持っていただけるかとかの方が大事。それだったら、例えば学校の生徒さんとかもね巻き込むとかね、やっぱり自分の作る社会を自分が作るっていうのを小学生からやっていないから。

やり方はあるのですよ、やっていないだけであって。

やっていないのですよ。だからそれが教育に入るのなら学力よりある意味では大事かと私は思っているのだけど。そういうふうになっていないのが悲しいので。それを作ることにも市民が参加するし自分の家族も参加して、勝手に子供と親が自治基本条例という難しい言葉ではなくて、うちのまちづく

座長

委員

委員

委員

委員

委員

りの法律が出来るのよと言って話し合えるようなね、そういうものにして欲 しいなあと思うのです。それともう一つは、個別の意見をよく聴くというの はとっても大切なのですが、徳丸委員さんがおっしゃったように、受益者と いうのは非常にある意味ではわがままなのですよね。全体を見ていなくて、 私が如何にいいか。そのいい例がパークプレイスの開発で、住民は皆自分の 持っている土地が一坪一万二千円か一万円かばっかり考えていた時に、ある 自治委員さんの博識な方が全体の公害が起こらないようにということを自分 で持っておられた。その体験と博識を活かして県に言った訳です。それが取 り入れられて変わっていった。そういうのが本当の住民参加の自治であって、 自分の要望を通してちょうだいというのでは貧しすぎるわけで、例えばさっ き教育の中に、私のまちは私がつくりますという教育をもっと大分ではしま しょう、というのが教育委員会に通るようなね、そういうようなシステムが 新しい形の自治だというふうに私は思っているので、それがこの中に出てお っしゃるようにね、何のために作るかそういうことだろう。それをおっしゃ るように本当に分かり易く、私も児童虐待委員のリーフレットを作った時に 本当に分かり易く作ったのですよ、色付きで。そういうような形のちょっと 余所とは違うカラー入りとかマンガ入りとか何方かが書いていたけど、そん なのもいいなあと。そしたら小学生も一緒に参加する自治基本条例というの もいいキャッチフレーズだなあと思ったりするのですよね。

委員

やるのなら少し大胆にはみ出たくらいのね。最初からここでいったら、もう全然それこそこっちにいったものになっちゃうということもありますよね。

委員

全世代で作る自治基本条例とかね、若い人にもっと呼びかけるというよう なメッセージ性を出したのがいいなあと。

座長

条例ですから、やっぱりきちんと法律的に何と言うのですかね、誤解の無いような形を作らないと、これはしょうがないですね。ただそれを子供達に分かり易く伝えるような方法はあると思います。

委員

子供自治基本条例とかね、何かそういう補助的なものもあったらいいなあ と思います。

座長

だから自治基本条例の大元はかちっとしたものをやはり作るべきだというふうに思います。それを広報する時に一般市民に知らせる時に、知らせ方が多分いるのだと思います。そのやり方を工夫すべきかなあと思います。ちょっと本来に戻りますと、今は次からのやり方で要するに並行型でっていうのは、並行型でっていうのはここの意見はちょっと誤解されたみたいだと思うのですけれども、並行型っていうのはどっちをやっても、どっちか必ずしますよという意味での並行という意味で、ここでは言ったと思うのですが、委員長は理念を議論するのと、それから具体的な条例の中身を議論していくグループと分かれてはどうか、それを定期的にすり合せましょうということだ

ったのですけれども、どうでしょうか。ここの委員さんの意見では基本的に は具体例を、理念を踏まえながら大きな骨格から決めていくと、分かり易く することについていう方向じゃあないのかなと思っているのですけれども。

委員

ちょっと待ってくださいね。具体的というのがよく私分からないのだけど、問題オリエンテッドなのか手続きオリエンテッドなのか、私からすると環境問題とか福祉問題とかいうのは、もっと違うところでその環境問題が起こったときに、どういう手続きで市民の意識が反映されるかとかね、議会と行政と市民の関係が見えやすいとかね、そういうとこが一番大切なところっていう気がするのですね。環境問題について、大分市の理念に基づいてこの環境問題のことについて具体的に話し合うのではなくて、起こった時に行政から議会を経て市民に届く、市民がキャッチボールをして出す。その手続きをどのようにしてやるかとか、そういう時若い人をどのように巻き込むかとか。逆に今度は新しいそういうさっき言った全体が見える方の意見がどのように行政に反映されていくかとかね、そういう市民が参加するやっぱり手続きなのかも知れないけど。

座長

そうですね、市民参加する手続きを市民と議会、市民と市それから市と議会と、それらの間の関係性を定義する中で、その手続きのあり方を問うていくということなかなあと思う。

委員

手続きも大きな考え方ですよね。具体的にこの用紙を出して誰に出してとかそういうことではなくて、大きな手続きというのを、約束事を決めるというそういうことですよね。この条例はそういうことだと思いますし。

座長

住民投票っていうのが入るか入らないかって多分微妙で、入れている所も あるし入れていない所もあるますよね。

委員

理念というのは、多分この条例の目的になると思うのですよね。何故この 条例で・・・・。

委員

後からこう眼鏡でみたら理念という形になる。出来上がったものを眼鏡で見ていると、これが理念というものになる。

委員

自治の理想の姿ということだと思うのですよ。大分市の理想の姿ではなく てね。

委員

そうしないと、初めから理念、理念と言っていると屋上屋を重ねる。

委員

そうですね、結論が出ないかも知れませんね。

委員

私は当然事務局はこういうふうに分けてくれる、グループ毎に分けてくれると。分けた時にどういう議論をグループに持たせるかといった時に、テー

マを持たないと議論ができなからと。今いったように理念だとか原則だとか言い出したらまた同じことで、何時まで経っても堂々巡りで。だから、一番基本はやっぱり骨格はどういうふうに持っていくかという、骨格が一つありますね。もう一つは、今言ったように市民のいわゆる責務といいますか、市民の権利とそういったものがどういうふうに織り込まれるか。いわゆる行政が市民から見た時に、自分達が信託をしているのだから、やはり私たちの言うことをちゃんと聴いてくださいよと、私たちの声もちゃんと反映させてくださいよと、と言うような手続きの関係のものをどういう所に求めていくうという一つの議論の仕方もあろうと思います。もう一つはやはりさっきらいら一番大きなもの地方分権をテーマにした部分を、この条例の中でどう盛り込んでいくかということを決めることが議論になると思います。そして持ち寄って、またそこで議論をして全体で反映して細分化していけば、もっともっと違った議論が出てくるのかなあと私は思うのですけどね。

委員

思っていること具体的なものをどんどん出していって、ずらっと広い広場に出して、それをより分けていくと骨格が出来るのではないか。

委員

要は、私は分けたこのグループのこっちに行こうとか。

委員

いや、そうではない。私は条例にこういうことを入れてもらいたいなあと、 どんどん出していく。それならこれはこの辺でまとめてこのグループにしよ う、これはグループにしようというと幾つかの骨格が出来るのではないか。

座長

KJ 法というものですね。

委員

それを積み上げていくと体系になっていくのではないか。

座長

それは多分二通りの考え方があると思います。KJ 法というのは、要するに項目を上げることによって、項目を整理することによって全体の分類を出していくものですけども。もう一つは、最初から骨格を見るというやり方があって、最低限必要なことはこれとこれとこれだよというものが分かれば、その骨格からあと何が必要かと。この問題がある時はここに入るとか。まず大きな骨格を決めてというやり方と。

委員

しかし、上手いこといかない。

委員

私が思うには、座長がおっしゃったようにした方が既成のものに捉われないものが先に出てくると思うのですよ。最初から箱があるとそれに私達合わせてしますので、後から箱を入れて欠けているものとか、もうちょっと私達そういえばこれについては、こんな考えがあったのよって後から出るかも知れないから、まずは取り敢えずどんどん出すという先生の案もいいかなと、そしてあと骨格も先生のおっしゃったものを入れて。

座長

私はただその両方あるのでしょうけども、多分一回一回するというのは一つのやり方かと思うのですけれども、KJ法というのはよく学生にやらせたりするのです。将来何になりたいのと、並べてですね。それで、全体の傾向を見るのですけれども。

委員

よくほら色々なあれを作る時に、さっき言った骨格ですね。条文というのをね、どういうふうに並べるかっていうこともすごく大事だと思うのですよね。それが無いと始まらない。さっきおっしゃった子供にも分かり易いっておっしゃったですね。それは子供向けのね、例えば僕に何ができる、いいまちにするためにっていうことでパンフレットを作れば、もう青少年には全部分かっていくと思うのですよ。まちづくりのために、僕に何ができる私に何ができるっていうことを問い掛ければ、これだったらできるよっていうことが沢山あると思うのですね。だから、分かり易いそういうパンフレットも沢山作っていく必要があるということではないかなと。今はボランティア意識が非常に高まっていますからね、各学校は取り組んでいるから、そこをうんと活かしていかないと、もったいないと思いますね、まちづくりには。

委員 委員長の問いに対しては。

座長

委員長の問いに対しては、本当は KJ 法のやり方にしろ、或いは最初から原理原則からいくにしろ、骨格を決めて具体例の中で理念を念頭におきつつ深めていくという、そういう方向ではないのかなあと思っているのですね。大分市が理想的にどうあるかこうあるかということではないのだろうと思うのですね。

委員

このテーマの設定は、次のステップの課題として、取り敢えずは今の括りではなくて、骨格に踏み込んだものと。

座長

そうですね、それから後は骨格の中で幾つか問題点を聞かれるか、或いは 骨格を組めばですね、それが幾つかの部分に分かれるだろうと。その部分を それぞれグループに分かれて議論するとかいうことはあるのでしょう。それ から、私は序文はですね、いつも論文を書くときに、論文の一番最後に書く のは何処かっていうと序文なのですよ。全体を書いてから序文を書くのです。 それは、最も下の文章に対して相応しい序文を作るのは、やはりある程度できてからだと思うのです。その前文の中に、大分市の未来とか重要なメッセージを後世に残すということはあるだと思うのですけれども、それを最初から作るよりは、むしろある程度条例ができてからこういうグループ、要する に未来に残せるような大分市の基本条例の条文を作るグループができて、そこで文章を練っていくということでもいいのかなあというふうに思います。

委員

それは、序文に縛られるからということになってしまうからですか。発想の中で出てきたものでもってという話のやり方ですね。

座長

縛られるということもあるかも知れませんし、最も相応しい序文というものがどういうものかっていうことが、できていないと分らないですね。だから、序文と本文と結論があった場合、大体順番としては本文、結論、序文か場合によっては結論が先にくることもありますけど。序文は最後に書く。

委員

どこも前文を抜いていますね。

委員

議会の条例を作る時も同じ手法をとって、やはり中身ができないのに前文はできない。だから、中身をまず作ろうということで、中身を作って最後に最終的な理念とか前文を入れていったのですけど。究極のところ、難しく皆考えていたけど、そんな難しい表現は止めにして、市民福祉の向上ではないかと最終目標はということでそれを単純明快に入れて、スラッとすごいなあ前文はという感じになりました。だからそれでいいのではないですかね。

委員

やはり、これも市民福祉の向上ですよね。

委員

あんまり難しい表現は要らない。

委員

市民福祉の向上よりも、やはり自治というのは地方が作るという意識が育つということだと思うのですよ。

委員

それが向上につながる。

委員

そう、そこが自治の意味だなあと。それが入るような前文。

座長

私も大分出身なのですけども、大分出身の学生とか見ているとですね、郷土愛が薄いという、多いのですね若い人は。やはり教育が問題じゃないかと思ってしまうのですけど。

委員

議論はグループでやる必要ない、全体でも構わないということでいいのですか。

座長

全体でも構わないっていうことなのだろうと思うのですね。ただ、その骨組みが何処かで作られないと。骨組みを作る時に、何処かが作ったものに対して全員するのか、或いはグループに分かれてグループでそれぞれ骨組みを作るところからやるというやり方も多分あると思います。それをすり合せるときに骨組みを議論してもらう。自分で作らないと愛さないということを言いたかった。

(グループ討議終了)